平成３０年（フ）第９８０号
大阪府東大阪市東鴻池町５丁目７番10号
債務者　本家かまどや喜連瓜破駅前店こと　斎藤　信一
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角谷　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３１号
兵庫県伊丹市荻野西２丁目10番７－２号
債務者　岡島　勇一
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第７３７号
広島市東区温品２丁目13番20―102号
債務者　杉村　憂也
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秦　洋二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９６１号
広島市安佐南区伴東５丁目28番67―104号
債務者　冨田美津子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺本　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０２０号
広島市安佐北区真亀４丁目３番61―502号
債務者　田中　光昭
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　有志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１６号
広島市安佐南区西原２丁目32番15―403号
債務者　東野　輝隆
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊田　憲紘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第９号
岐阜県大垣市俵町146番地　大垣アイリス壱番館　601
債務者　片桐　英子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
北海道茅部郡森町字港町22番地
債務者　吉田　　章
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第５７号
函館市中道１丁目31番19号　右
債務者　佐藤　彩菜
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第４８号
群馬県高崎市中居町１丁目12番地12　エールハイツ105号
債務者　仲澤　米若
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第５５号
群馬県高崎市上並榎町1002番地１
債務者　高見　龍弥
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第９５号
静岡県磐田市新貝1995番地６
債務者　七里　美佳
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
北海道旭川市豊岡７条７丁目２番７号　ハイツ島尻Ｃ　101号室
債務者　瀬戸　千鶴（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３７号
北海道空知郡上富良野町旭町４丁目４番18号　三景ハイツＢ号室
債務者　中野　香織
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７５９号
大阪府東大阪市稲葉４丁目３番７号
債務者　平石美智子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９５３号
大阪市東淀川区東中島４丁目１番48―407号
債務者　財津みどり
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部